

合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所「(仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和4年4月20日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業 環境影響評価方法書について、合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所： 北海道石狩郡当別町
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大50,400kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 2年 8月 4日
環境大臣意見受理	令和 2年10月 8日
経済産業大臣意見発出	令和 2年10月28日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 3年 2月 2日
住民意見の概要等受理	令和 3年12月24日
北海道知事意見受理	令和 4年 3月23日
経済産業大臣勧告発出	令和 4年 4月20日

問合せ先： 電力安全課 沼田、江藤
電話03-3501-1742 (直通)

合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所「(仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 対象事業実施区域の周辺には、既設風力発電所や計画中の風力発電事業が複数あることから、これらの風力発電事業との累積的影響が懸念される。このため、これら他事業者から必要な情報を可能な限り入手した上で、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。
2. 風力発電設備の稼働に伴う騒音については、スイッチュ音及び純音性成分の発生状況の把握を適切に行うこと。
3. 水環境の調査については、工事の実施や地形の改変により発生するおそれのある水の濁りに対応するため、調査地点を増やすなどして、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 哺乳類の捕獲調査については、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域内の環境特性ごとに適切な方法で行うこと。
5. 希少な鳥類の生息やバードストライク、移動経路の阻害等への影響について、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を実施すること。
6. 植生調査に当たっては、適切に調査地点等を設定し、調査、予測及び評価を実施すること。
7. 典型性注目種については、現地調査の結果を踏まえて適切に選定すること。
8. 大型鳥類や哺乳類などが繁殖やねぐらなどに利用し得る大径木を把握した上で、本事業の実施に伴う影響を予測、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討し、評価すること。
9. 工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、その発生の抑制に努めるとともに、発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(北海道知事からの意見書の写しを添付)